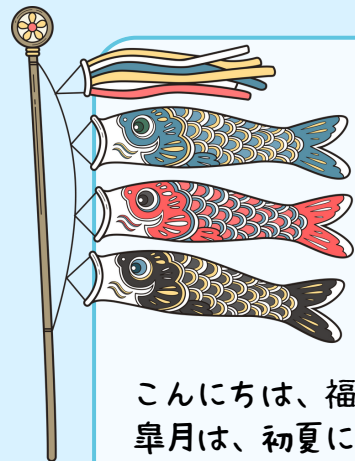


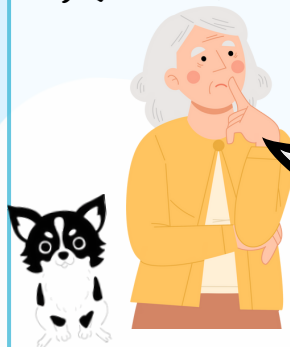


福あーる訪問看護
リハビリステーション.R

福あーる新聞

No.31 5月 皐月号
早良事務所
〒811-1101 福岡市早良区重留2丁目
19-5-1 アニィ 重留B101
TEL 092-872-8090
太宰府事務所
〒818-0105 太宰府市都府楼南4丁目
13-16 都府楼南4丁目信家A-1
TEL 092-555-7680

こんにちは、福あーるです。5月になり昼間は暖かくなりましたね！5月は和風月名で皐月。皐月は、初夏に入り田植えが行われる時期に由来し、田植えを指す「早苗月（さなえつき）」が略されたという説があります。由来は行事に結びついていることも多いですね。さて、今回は、訪問看護における保険の取り扱いについての疑問をピックアップしました。参考になりましたら幸いです！



Q. 精神科に通院している。要介護認定も持っているけど訪問看護は医療保険と介護保険、どちらを使うの？

A. 精神科訪問看護は医療保険が優先

精神科を担当する医師から精神科訪問看護指示書が交付された場合は、精神科訪問看護は介護保険より医療保険が優先となります。ただし、認知症については介護保険給付となります。

精神科訪問看護は自立支援医療が利用できます

精神科の治療にかかる医療費の自己負担を軽減する公的制度です。正式には「自立支援医療（精神通院医療）」といいます。

- ・ 医療費の自己負担が **原則1割** になる制度
- ・ 対象は、うつ病、統合失調症、不安障害などの精神疾患で継続的に通院治療が必要な人
- ・ **所得に応じて月ごとの自己負担上限額が設定**される

自立支援医療の申請方法

1. 主治医に診断書を依頼
「自立支援医療診断書」の記入を依頼
2. 必要書類を揃える
書類一式を準備
3. 市区町村窓口で申請
福祉課や障害福祉課などで申請
4. 審査・決定
通常1〜2か月ほどで「自立支援医療受給者証」が交付
5. 医療機関・薬局に提示して使用開始
自己負担が原則1割（所得により月額上限あり）



看護師からのコメント

福あーるは精神疾患をお持ちの方への訪問看護も行っております
心身の状態を見守りながら、安心してご自宅での生活を続けられるようサポートいたします😊

訪問看護を利用する場合、受給者証の中の「訪問看護事業者」の記載が必要になります！



Instagram
ぜひ遊びに来て
ください！

